

みやぎ子ども・若者育成支援計画

(青少年の健全な育成に関する基本計画(第3次))

令和3年3月

宮 城 県



はじめに

次代を担う子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、未来に希望を持ち、能力や才能を十分に発揮して、たくましく成長していくことは、県民すべての願いです。

少子高齢化による本格的な人口減少が予想される本県においては、地域活力の維持、発展を図っていくためにも、子ども・若者の自立的な成長を支える環境づくりがますます重要になっています。

東日本大震災から10年を経過しましたが、心のケアや震災遺児への経済的支援など被災した方々が抱える個別の課題に対応した支援が引き続き必要となっています。

本県では、平成28年に策定した「青少年の健全な育成に関する基本計画（第2次）」のもと、家庭、地域、行政が連携し、県全体で子ども・若者の健全な育成を推進するための様々な施策に取り組んでまいりました。

子ども・若者を取り巻く社会環境は、ICT社会の急速な進展に伴う、スマートフォンなどインターネットを使ったサービスの普及により情報化が進んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大における対応として、学校や職場でもオンラインでの授業や会議にこれらのサービスが活用され、様々な生活場面でインターネットの恩恵を受けています。一方で、インターネット上のコミュニティにおいてトラブルに巻き込まれる子ども・若者も増えています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ひとり親家庭の困窮や若者の雇用環境の不安定さなどの課題が顕在化しました。

このような状況等を踏まえ、このたび、「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））」を策定いたしました。

本計画では「みやぎの子ども・若者の現在（いま）と未来を応援します」という基本理念を掲げ、「社会参加意識の醸成」、「子ども・若者の多様な居場所の確保」、「インターネット社会への対応」及び「総合的な支援をコーディネートする人材の養成」を重点項目として、本県における子ども・若者施策を推進することとしております。今後、この計画に基づき、関係機関や団体等との更なる連携強化を図りながら、子ども・若者育成施策の総合的かつ計画的な推進に努めてまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました宮城県青少年問題協議会の委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの皆様にご心より感謝申し上げます。

令和3年3月

宮城県知事 村 井 嘉 浩

目次

第1章 基本計画の策定に当たって

1 策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置付け.....	1
3 計画の期間.....	1
4 計画の対象.....	1
5 社会的背景	2

第2章 基本的な考え方

1 計画の基本理念.....	4
2 4つの基本的方向.....	4
3 4つの重点項目	4
「みやぎ子ども・若者育成支援計画」の基本理念や施策の体系図	6

第3章 計画で推進する施策及び事業

基本的方向1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する	
基本施策1 心と体の健やかな育成支援	7
基本施策2 子ども・若者の社会参加機会の提供	9
基本的方向2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	
基本施策3 子ども・若者が抱える困難への総合的な支援	12
基本施策4 子ども・若者の被害防止・保護.....	16
基本的方向3 子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する	
基本施策5 子ども・若者を取り巻く有害環境への対応.....	19
基本施策6 子ども・若者を支えるネットワークづくり.....	20
基本的方向4 子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する	
基本施策7 地域における多様な担い手・サポーターの養成支援	22

第4章 推進体制

1 施策の推進体制.....	24
2 青少年健全育成県民運動の推進.....	24
3 計画の進行管理.....	25

〔参考資料〕

1 子ども・若者育成支援推進法.....	26
2 子ども・若者育成支援推進大綱(概要)	30
3 青少年健全育成条例	32
4 計画の検討を行った協議会等	40

第1章 基本計画の策定に当たって

第1章 基本計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

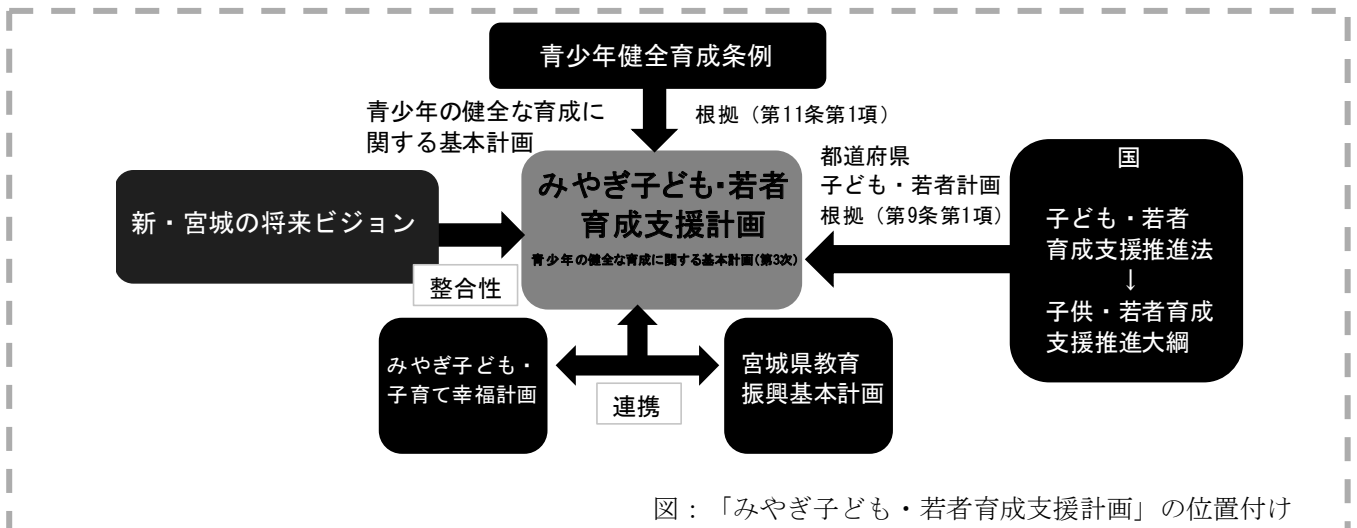
本県では、平成28年度に策定した「青少年の健全な育成に関する基本計画（第2次）」（計画期間：平成28年度から令和2年度まで）に基づき、青少年の健全な育成に関する様々な施策を推進してきました。しかし、社会環境が年々変化する中で、子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の課題は複雑に影響し合い、深刻な状況となっています。さらに東日本大震災で被災した子ども・若者への心のケアなど継続した支援が必要です。

このことから、令和2年度で終期を迎える現計画を基本として、子ども・若者を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応する施策を盛り込んだ「青少年の健全な育成に関する基本計画」（名称「みやぎ子ども・若者育成支援計画」）を新たに策定するものです。

2 計画の性格・位置付け

「青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）」第11条第1項に規定する本県の青少年の健全育成施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画とし、「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）」第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」として位置付けています。

なお、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」、「宮城県教育振興基本計画」等青少年育成支援の関連計画と連携を図ります。また、子どもの医療・保健のほか、子育て支援、学校教育の視点など、より専門的な事項については、他の計画等との重複を避ける観点から、この計画には記載していない場合があります。



図：「みやぎ子ども・若者育成支援計画」の位置付け

3 計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

4 計画の対象

この計画の対象となる「子ども・若者」は、基本的には0歳から30歳未満の者としませんが、施策によっては40歳未満の者も対象とします。

なお、「子ども・若者」に係る呼称・年齢区分は、法令等により様々であることから、施策によっては「青少年」、「少年」、「児童生徒」などの用語を使用します。

5 社会的背景

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、日本でも全国的に感染が拡大したため、国は、令和2年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言を全都道府県に向けて発令しました。

それに伴い、外出自粛が呼び掛けられ、学校は休校措置を取り、商業施設の多くは休業となりました。人と人との接触を避けるため、企業ではテレワークの導入が進み、働き方など生活は大きく変化し「新しい生活様式」の実践が求められました。長期にわたる臨時休校は、オンライン授業を促進させ、それまで学校に通うことができなかった児童生徒の中には、在宅で授業を受けることができるようになり学校とのつながりを取り戻した子ども達もいます。一方で、オンラインで学べる環境を整えることができない家庭もあり、学校でのオンライン活用について課題も見受けられました。また、緊急事態宣言による外出自粛により、特に観光や宿泊、飲食業は業績が悪化した企業も多く、非正規社員を減らすなど雇用調整を行う動きも出ており、新規採用についても慎重になっている企業もあり、雇用環境は悪化しています。

新型コロナウイルス感染症は、子ども・若者にも深刻な影響を及ぼしていることから、社会の変化を捉えた適切な施策を推進していきます。

(2) 持続可能な社会の実現に向けて

持続可能な社会の実現について、平成27年に国連総会において、持続可能な開発のための行動計画が採択されました。「誰一人取り残さない」という考えの下、環境や経済、社会、平和、エネルギー等の課題に対して17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。「誰一人取り残さない」という考えは、この計画の趣旨とも共通するものであり、「持続可能な未来」を創り出すため、子ども達が生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる支援を行うとともに、教育機会の均等や就業的自立等を図るための施策を推進していきます。

(3) 東日本大震災から10年を迎えて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、県内で最大震度7を観測したほか、巨大な津波が沿岸部市町に押し寄せ、甚大な被害をもたらしました。県内の多くの子ども・若者がライフラインの止まった不自由な生活や避難所での我慢を強いられた生活を経験し、親など身近な人を亡くすという悲しい経験をした子ども・若者もいました。

東日本大震災から10年を迎え、国内外から多大な御支援をいただき、復興は着実に進み、道路や堤防、街並み等ハード面の復旧・復興については、多くの被災地で事業がほぼ完了しました。

しかし、ソフト面については、10年を経過しても震災で受けた深い悲しみやストレスが、子ども・若者、そして子ども達が育つ環境にも影響を与えていることが懸念され、心のケア等の支援を必要としています。また、震災で親を亡くした震災遺児たちへの経済的な支援も長期的に続けていく必要があります。

子ども・若者の成長に伴い、必要とされる支援も変化しており、時間経過に合わせた支援を継続していくことが重要となっています。

～「青少年」等の用語について～

子ども：乳幼児，学童期及び思春期の者。

若者：思春期，青年期の者。施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお，乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

※ 乳幼児期：義務教育年齢に達するまでの者。

※ 学童期：小学生の者。

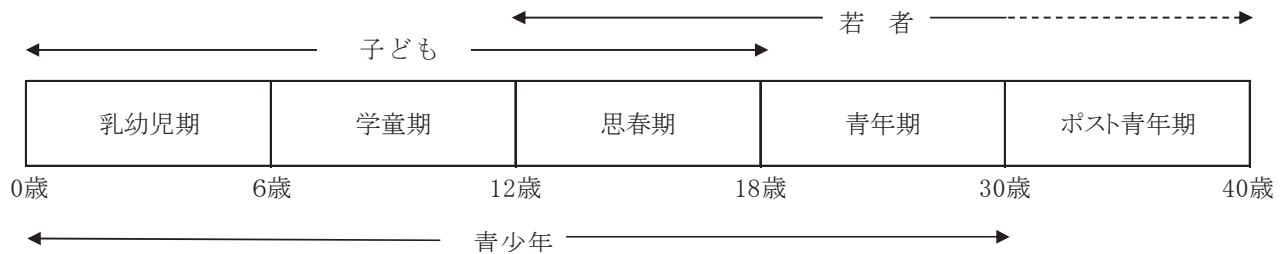
※ 思春期：中学生からおおむね18歳までの者。

※ 思春期の者は，子どもから若者への移行期として，施策により「子ども」，「若者」それぞれに該当する場合があります。

※ 青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。

※ ポスト青年期：青年期を過ぎ，大学等において社会の各分野を支え，発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者。

※ このほか，法令等により用語が定められており，それを使用することが適切な場合には，その用語を使用しています。



第2章 基本的な考え方

第2章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

前計画の基本理念である「宮城の次代を担う、思いやりと寛容な心を持ち、未来をたくましく志向する青少年をはぐくむ」の思いを継承しながら、子ども・若者が自分らしく、持っている能力・才能を最大限発揮し、社会を生きることができるように、県として子ども・若者やその家族、子ども・若者を支える団体等を応援していく、支えていく、ともに社会をつくっていくという考えに基づき基本理念を次のとおりとします。

「 みやぎの子ども・若者の現在（いま）と未来を応援します 」

2 4つの基本的方向

基本的方向1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する

基本的方向2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

基本的方向3 子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する

基本的方向4 子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する

3 4つの重点項目

子ども・若者を取り巻く環境の変化や子ども・若者の現状、新たな課題等を踏まえ、計画の基本理念の下、施策を総合的に実施し、次の4つを「重点項目」として、特に力を入れて取り組みます。

1 社会参加意識の醸成

子ども・若者の社会参加意識を高めるため、自分の意見や考えを表現できる場や環境づくりを推進し、子ども・若者が社会に積極的に関わろうとする意識を育成するとともに、未来を切り拓く力を育み、自身の能力を発揮し、キャリアを形成していけるように社会参加機会の提供に努めます。

2 子ども・若者の多様な居場所の確保

社会環境が大きく変化し、様々な要因により、ひきこもりや不登校、虐待など困難を抱える子ども・若者の問題は深刻化・複雑化しています。また、宮城県の児童生徒の不登校出現率やいじめ認知件数は高い数値で推移しています。子ども・若者が安心して過ごせる学校内外の居場所、学びの場など、子ども・若者が自分らしく過ごすことができるよう関係機関が連携し、様々な困難を抱える子ども・若者の社会的自立に向けた支援に取り組みます。

3 インターネット社会への対応

インターネットは私達の生活をより豊かにしてくれます。一方で、ソーシャルネットワーキングサービス（（注）以下、SNSという。）などを通していじめや犯罪被害が発生しており、インターネットの正しい使い方を小学校低学年から継続して学んでいく必要があります。関係機関が連携して、情報モラル教育の充実や家族でインターネットについて話合う機会の必要性など、適切な利用について働きかける取組を推進します。

4 総合的な支援をコーディネートする人材の養成

子ども・若者を支えていくために、相談や支援業務に従事している行政職員、NPO法人等民間団体職員が、教育・福祉・雇用などの専門的な知識や技法を分野横断的に習得できる研修事業への参加を促進し、長期的かつ専門的に支援することができる人材の養成に努めます。

(注) ソーシャルネットワーキングサービス（SNS：Social Networking Service）：登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

「みやぎ子ども・若者育成支援計画」

(青少年の健全な育成に関する基本計画(第3次))

の基本理念や施策の体系図

基本理念

「みやぎの子ども・若者の現在(いま)と未来を応援します」

基本的方向 1

すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する

基本的方向 2

困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

基本的方向 3

子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する

基本的方向 4

子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する

基本施策 1 心と体の健やかな育成支援

取組(1)
寛容な心と心身ともに健やかな成長への支援

取組(2)
健康教育の推進

取組(3)
グローバル社会に活躍できる人材の育成

基本施策 2 子ども・若者の社会参加機会の提供

取組(4)
子ども・若者の社会参加・活躍支援

取組(5)
子ども・若者の職業的自立・就労等支援

基本施策 3 子ども・若者が抱える困難への総合的な支援

取組(6)
様々な困難を抱える子ども・若者、その家族への支援

取組(7)
東日本大震災を経験した子ども・若者、その家族への支援

基本施策 4 子ども・若者の被害防止・保護

取組(8)
子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

基本施策 5 子ども・若者を取り巻く有害環境への対応

取組(9)
インターネットの利用に関する教育・各種啓発活動の強化

基本施策 6 子ども・若者を支えるネットワークづくり

取組(10)
家庭・学校・地域のネットワーク強化支援

基本施策 7 地域における多様な担い手・サポーターの養成支援

取組(11)
地域における多様な担い手・サポーターの確保

重点項目 1

社会参加意識の醸成

重点項目 2

子ども・若者の多様な居場所の確保

重点項目 3

インターネット社会への対応

重点項目 4

総合的な支援をコーディネートする人材の養成

第3章 計画で推進する施策及び事業

第3章 計画で推進する施策及び事業

基本的方向1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する

基本施策1 心と体の健やかな育成支援

子ども・若者が成長する上で基本となる生活習慣や規範意識の育成，他者を思いやる豊かな心の成長を支援します。

郷土を愛し，自国の伝統・文化に興味を持ち，異文化に対する理解を深めていけるように支援します。

取組（1）寛容な心と心身ともに健やかな成長への支援

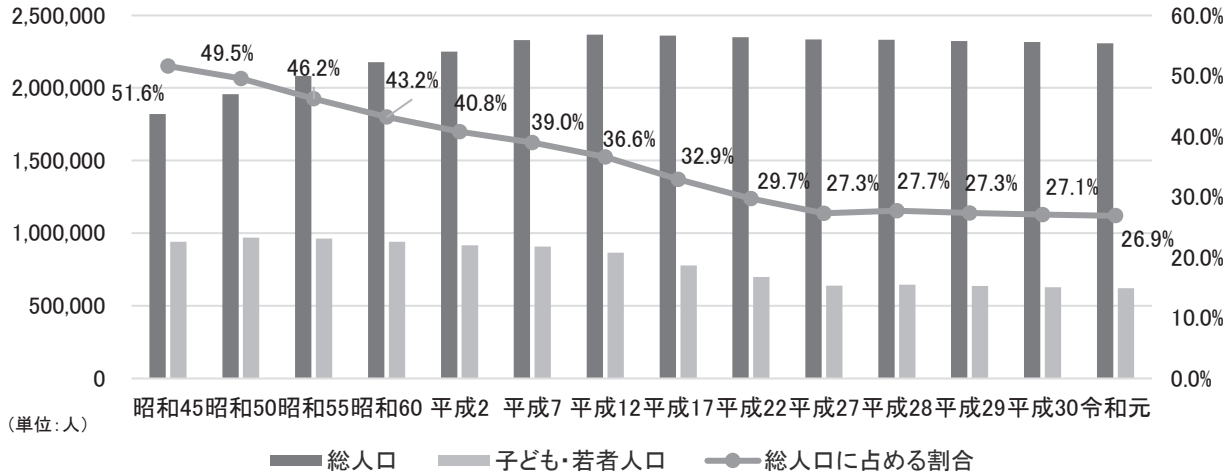
取組（2）健康教育の推進

取組（3）グローバル社会に活躍できる人材の育成

現状と課題

- ◆ 宮城県の子ども・若者人口（30歳未満人口）は令和元年10月1日現在で，約62万人で県の総人口の26.9%と推計されており，総人口に占める子ども・若者の割合は，年々減少しています。【図表1】
- ◆ 宮城県の小学6年生の朝食欠食率は，全国と同様令和元年度は改善したものの，近年増加傾向にあり，今後も多くの家庭においてルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）の実践が行われるよう，働きかけを行っていく必要があります。【図表2】
- ◆ 宮城県の小学生，中学生の学力は，全国学力学習状況調査において全国平均を下回っている状況が続いています。学力向上に向けた取組を継続して行っていく必要があります。
- ◆ 宮城県はメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が全国ワースト2位となっており，食に対する知識や心と体の健康に関する知識が必要です。
- ◆ 交通手段の進歩，ICTのめまぐるしい進展により国境を越えた交流が加速し，経済，社会，文化などの様々な分野において，グローバル化が進展しており，外国人児童生徒が増加しております。そのため，一層の国際理解教育等を推進する必要があります。【図表3】
- ◆ 日本や地域のことを外国の人にもっと知ってもらいたいと思っている児童生徒は全国に比べても多くなっていますが，外国のことをもっと知りたいと考えている児童生徒は全国より少ない状況にあります。また，国際交流事業に参加する青少年も平成23年以降減少傾向にあります。子ども・若者が自分の住んでいる地域のことを国内外に発信できる場の提供とともに，海外の文化を知る機会の提供を行っていく必要があります。【図表4・5】

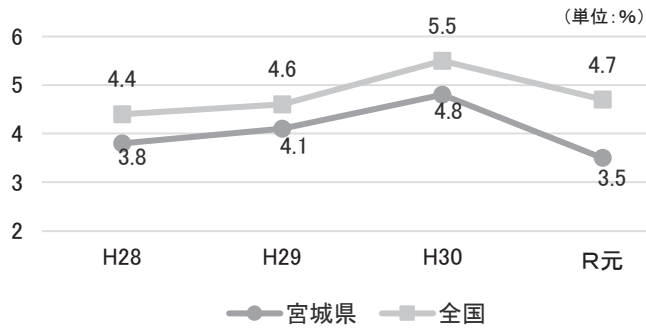
図表1 子ども・若者人口及び割合の推移(宮城県)



(出典)総務省「国勢調査」(S45年・50年・55年・60年・H2年・7年・12年・17年・22年・27年)

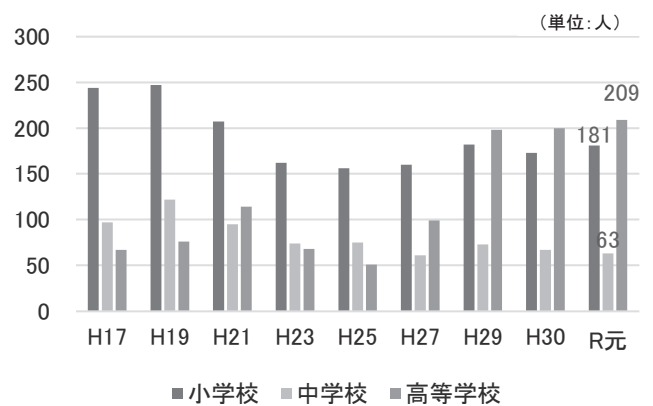
(出典)総務省統計局「人口推計」(H28年・29年・30年・令和元年)

図表2 児童(小6)朝食欠食率



(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」(H28年~R元年)

図表3 外国人児童生徒数(宮城県)



(出典)宮城県「学校基本調査報告」(H17・19・21・23・25・27・29・30・R元年)

図表4 日本やあなたの住んでいる地域のことについて、外国の人に知ってもらいたいと思う児童生徒の割合

学年	割合 (%)	
	宮城県	全国との差
小学生 (6年生)	77.0	1.9
	76.1	
	0.9	
中学生 (3年生)	59.7	0.4
	59.3	
	0.4	

(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」(R元年)

図表5 外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思う児童生徒の割合

学年	割合 (%)	
	宮城県	全国との差
小学生 (6年生)	66.2	-2.4
	68.6	
	-2.4	
中学生 (3年生)	57.6	-4.8
	62.4	
	-4.8	

(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」(R元年)

取組と主な事業展開

取組（１）寛容な心と心身ともに健やかな成長への支援

◇基本的な生活習慣の習得

基本的な生活習慣定着促進事業等の取組を通して、早寝、早起き、朝ご飯などの基本的な生活習慣の定着や食育への関心を高めるための啓発活動を家庭や学校、地域等が連携して取り組みます。

◇思いやりがあり、感性豊かな心の成長

社会生活を営むために必要な規範意識やコミュニケーション能力を育成するため、体験活動の充実や読書活動支援事業を推進し、様々な人との関わりから他者を思いやり、社会でたくましく、しなやかに生き抜く力の育成に取り組みます。

◇学力・体力の向上

学ぶ土台づくりの取組等を通して、学習習慣の習得や運動に親しむ習慣を育むための取組を行うとともに、教員の指導力向上に向けて実践研究を推進し、効果的な指導方法等の普及に努めます。

取組（２）健康教育の推進

◇健康教育の推進

食に対する知識や心と体の健康に関する知識を深めるとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用防止啓発教室を充実させます。また、関係機関と連携して性教育、多様な性についての教育を推進します。

取組（３）グローバル社会に活躍できる人材の育成

◇国際理解教育等の推進

自国の伝統・文化に関心をもち、異文化や他国に対する理解を深めることができるよう、国際理解支援事業や国際交流活動の推進に取り組みます。

基本施策２ 子ども・若者の社会参加機会の提供

子ども・若者がよりよい社会を共に創りあげていける力を身に付けることができるよう、様々な社会経験や社会活動への参加・参画を促進するとともに、子ども・若者の社会的自立を支援し「生きる力」を育みます。

経済的自立ができるよう勤労観や職業観を養い、就労に必要な能力を身に付けるとともに、年齢に応じたキャリア教育や職業教育を支援します。

取組（４）子ども・若者の社会参加・活躍支援

取組（５）子ども・若者の職業的自立・就労等支援

現状と課題

- ◆ 小学生、中学生ともに住んでいる地域の行事に積極的に参加しており、地域や社会をよくするために何をすればいいのか考えている児童生徒の割合も高く、住んでいる地域に愛着を持っていることが窺えます。意欲のある子ども・若者が地域のために活動できる機会の提供を行い、活躍できる環境づくりが必要です。【図表６】
- ◆ 県内の小学生、中学生は、全国平均と比べても「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合が高く、夢や希望を持っていることが分かります。子ども・若者の夢や希望を育みかなえるため、受け皿となる場所を充実させるなどの支援が必要です。【図表７】

- ◆ 職業体験機会の提供や中小企業の情報提供など、県内地元企業の魅力を発信する機会が不足しており、地域の発展を担う企業への興味を子ども・若者が持つ機会の提供が必要になっています。
- ◆ 全国的に若者の失業率は他の年代と比べて高く、宮城県も同様の傾向と推測されるため、若者への就労支援、職場定着支援の充実を図る必要があります。【図表8】

図表6 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると回答した児童生徒

(単位：%)

		H29	H30	R元
小学生	宮城県	45.2	48.2	55.4
	全国	42.3	49.9	54.5
	全国との差	2.9	-1.7	0.9
中学生	宮城県	36.9	39.7	40.9
	全国	33.4	38.7	39.4
	全国との差	3.5	1.0	1.5

(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」(H29・H30・R元年)

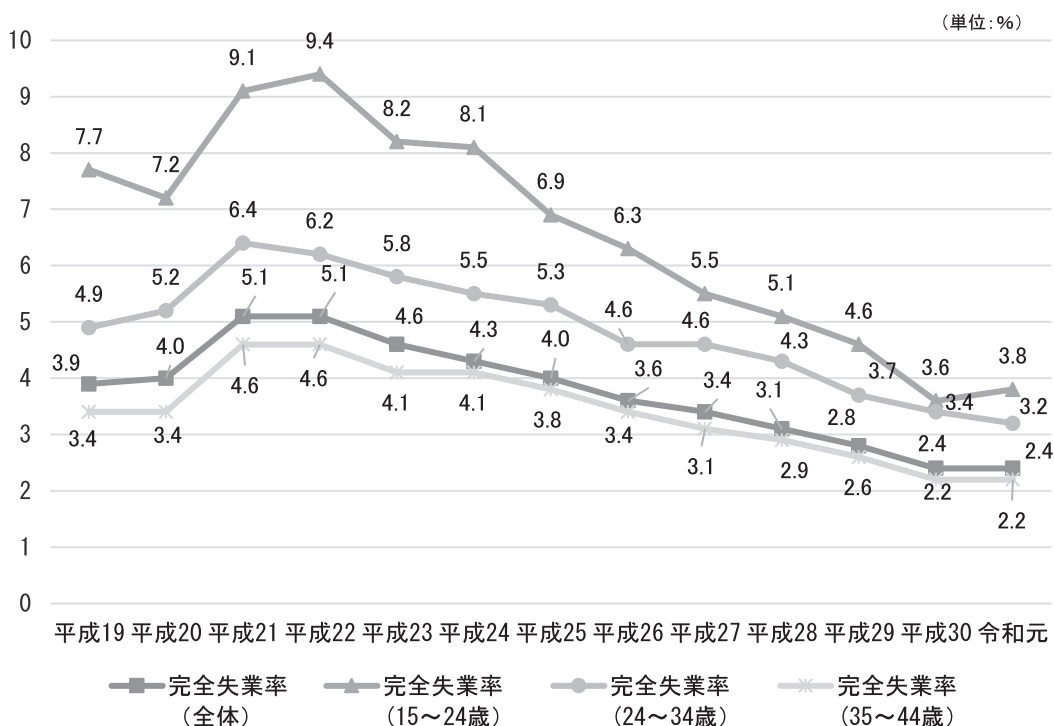
図表7 将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合

(単位：%)

		H30	R元
小学生	宮城県	86.0	86.0
	全国	85.1	83.8
	全国との差	0.9	2.2
中学生	宮城県	72.0	70.7
	全国	72.4	70.5
	全国との差	-0.4	0.2

(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」(H30・R元年)

図表8 完全失業率の推移(全国)



(出典)総務省「労働力調査」(R元年)

取組と主な事業展開

取組（４）子ども・若者の社会参加・活躍支援

◇社会参加・社会参画機会の提供

自然体験活動や宿泊型体験活動の周知を図り、集団での活動の場を提供し、コミュニケーション能力や人との関わりについて経験する機会を提供します。

◇意見表明の機会の確保

次代を担うリーダーを育成するため夢や目標、志について考える機会の提供や県政課題について意見表明する機会の確保を行います。

◇ボランティア等の多様な活動機会の提供

社会貢献活動意欲を醸成し、NPO法人等民間団体とのマッチングの機会を周知し、子ども・若者の地域社会での活躍を推進します。

取組（５）子ども・若者の職業的自立・就労等支援

◇職業的自立・就労等支援

学童期からのキャリア教育や職業体験活動を通して、職業観や勤労観を養うとともに、地域の未来を担う人材の育成に努めます。

職業マッチングの促進や職業定着支援事業等を行い、若者の就職や職場定着を支援し、社会的・職業的自立の向上に向けた取組を推進します。

基本的方向2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

基本施策3 子ども・若者が抱える困難への総合的な支援

虐待や不登校、ひきこもりなど様々な困難を抱える子ども・若者、その家族に対して、関係機関が連携して総合的な支援を行います。

東日本大震災から10年を経過した今も心のケアを必要としており、長期的な支援を行います。また、親を亡くした子ども・若者には奨学金等の経済的な支援を継続して行います。

取組(6) 様々な困難を抱える子ども・若者、その家族への支援

取組(7) 東日本大震災を経験した子ども・若者、その家族への支援

現状と課題

- ◆ 平成30年の子どもの相対的貧困率は13.5%(全国)です。特に子どもがいる家庭(現役世帯)の相対的貧困率は12.6%であり、そのうち、大人が1人世帯の相対的貧困率が48.1%と、大人が2人以上いる世帯の10.7%に比べて非常に高い水準となっています。子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の連鎖を食い止めるために、経済的困難を抱える世帯への支援とともに子ども・若者への学習支援や居場所の提供支援を行っていく必要があります。【図表9・10】
- ◆ 虐待やひきこもり、不登校児童生徒は増加傾向にあり、継続した支援が必要になっています。特に不登校児童生徒数は全国平均と比べても高い状況が続いています。【図表11・12・13】
また、虐待やひきこもりという単一の問題ではなく、家庭環境や親の就労問題など複数の問題が複雑に絡み合っていることが多く、関係機関が連携して問題解決に取り組む必要があります。【図表14】
- ◆ 外国人児童生徒や障害のある児童生徒、性的少数者など様々な児童生徒がいます。共に生きる社会のため、互いに理解し合うことが大切になっており、国際理解教育やインクルーシブ教育(注)などを進めていく必要があります。
- ◆ 東日本大震災で被災した子ども・若者、その家族への中長期的な支援が必要となっています。

(注) インクルーシブ教育：障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ教育システム。

図表9 貧困率の年次推移(全国)

	1985 (昭和60)年	1988 (63)	1991 (平成3)年	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)	
	新基準												
(単位：%)													
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.8
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.2
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.2
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.3
(単位：万円)													
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	245
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	122

- 注：1) 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015(平成27)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018(平成30)年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

(出典)厚生労働省「国民生活基礎調査」(H30年)

図表10 ひとり親世帯の世帯別年間収入の状況(宮城県)

(単位：%)

	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600万円以上	収入なし	無回答
母子世帯 (n=563)	3.6	15.1	25.4	14.0	9.4	6.4	7.1	0.7	18.3
父子世帯 (n=212)	3.3	3.3	13.7	20.8	16.0	7.5	20.8	0.9	13.7
養育者世帯 (n=26)	7.7	11.5	11.5	23.1	7.7	3.8	15.4	0.0	19.2

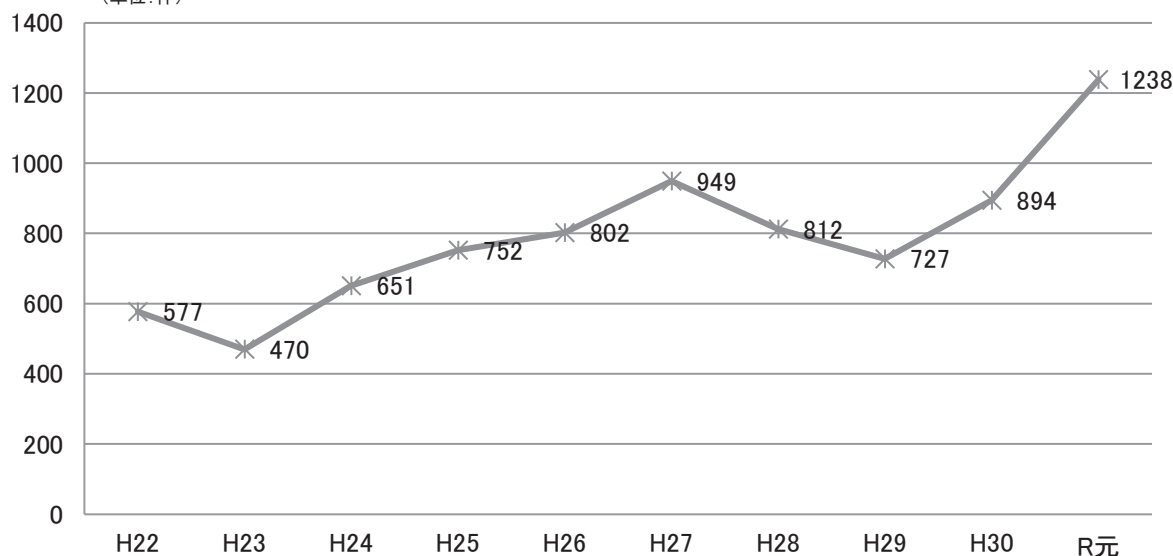
※ 「年間収入」はボーナス、児童扶養手当、年金、養育費、仕送り等臨時収入を含む世帯全員の合計額

※ 仙台市を除く

(出典)宮城県「平成30年度宮城県ひとり親世帯等実態調査」(平成30年度)

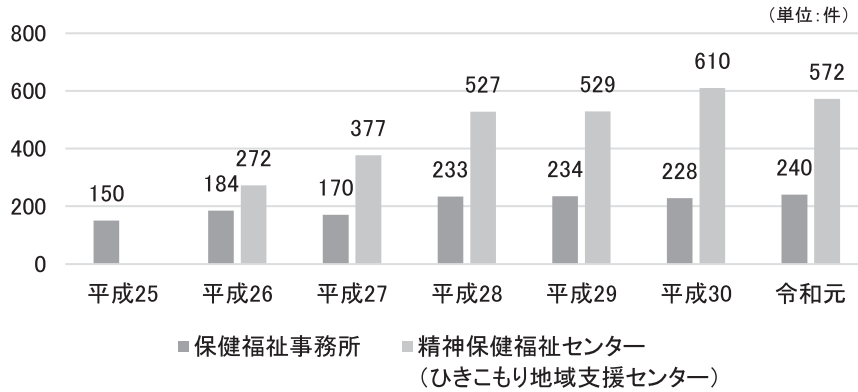
図表11 児童虐待相談件数の推移(宮城県(仙台市を除く))

(単位：件)



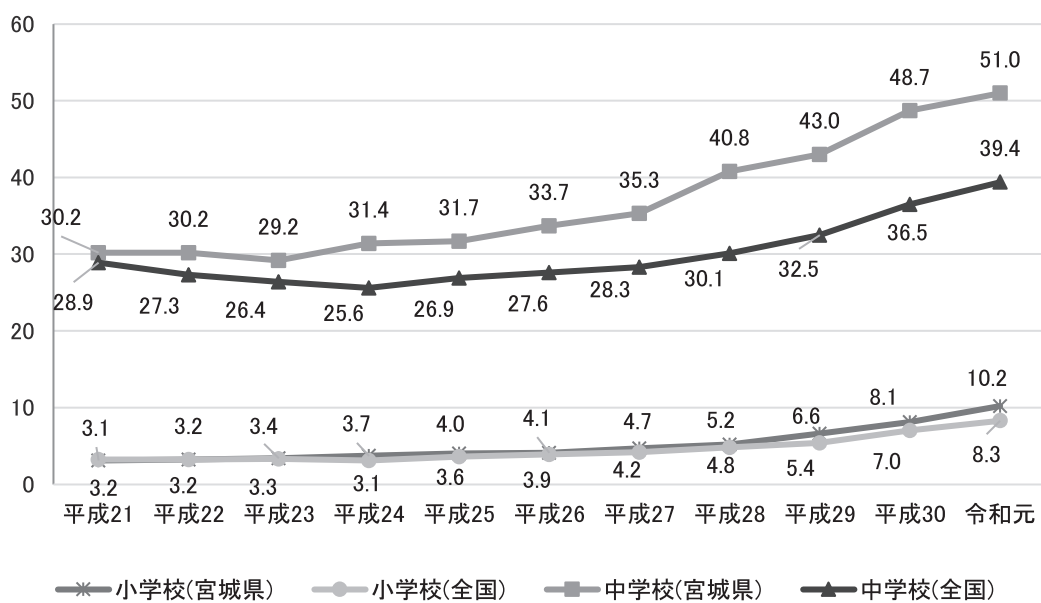
(出典)宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課(H22～R元年度)

図表12 ひきこもり相談件数
(宮城県(仙台市を除く))



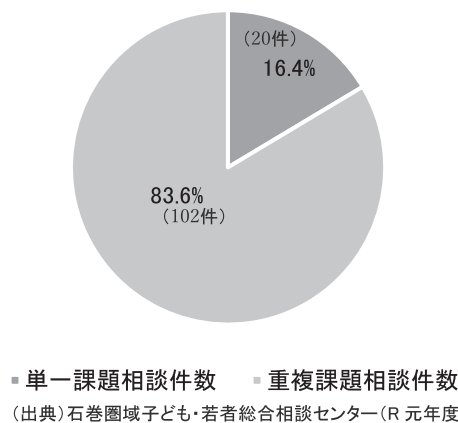
(出典) 宮城県保健福祉部精神保健推進室(H25~R元年度)

図表13 1000人当たりの不登校児童生徒数



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(H21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・R元年)

図表14 石巻圏域子ども・若者総合相談センター
重複課題相談件数



(出典) 石巻圏域子ども・若者総合相談センター(R元年度)

取組（6）様々な困難を抱える子ども・若者，その家族への支援

◇経済的な困難を抱える子ども・若者，その家族への支援

安定した生活基盤の確保が困難な家庭の子ども・若者の自立を支援するとともに，子ども食堂やNPO法人等民間団体が行っている地域に根ざした活動を支援します。また，子ども・若者，その家族へ奨学金等の経済的な支援や学習支援などを行います。

◇子ども・若者の雇用問題の解消を支援

若者が経済的，社会的に自立できるように，職業意識の啓発や社会への適応を若者の状況に応じて支援を提供し，就職を希望する若者が意欲的に就職活動を行えるよう支援をします。

◇ひきこもり・不登校の子ども・若者支援の充実

子ども・若者が「いきたくなる学校」づくりを推進するとともに，フリースペースやフリースクールなどを運営しているNPO法人等民間団体との連携・協働によりひきこもり・不登校の子ども・若者の居場所の確保に努め，円滑な社会生活に向けた支援を推進します。また，その家族に対しても悩みを相談できる場づくりの支援を行います。

◇子ども・若者，その家族の心のケア支援

家庭や学校，職場等の人間関係や自らの性（LGBT（注1））についての悩みなど様々な悩みや不安を抱えた子ども・若者が相談できる相談窓口の周知を図り，また，子ども・若者が抱えている問題に対して多面的にアプローチしていくため，子ども・若者支援地域協議会（注2）や子ども・若者総合相談センター（注3）を通して，関係機関の連携を強化していきます。

◇児童虐待防止対策の充実

児童虐待を受けた子どもの心のケアや被虐待者へのサポートなどの支援を行うとともに，虐待防止啓発活動や虐待を未然に防ぐ取組を推進します。

◇障害児者，その家族への支援

障害を抱えた子ども・若者が乳幼児期から切れ目のない支援を受けることができるように，関係機関が連携して重層的な支援体制の整備を進めるとともに，障害のある児童生徒が地域で共に学ぶための教育環境づくりを推進します。

◇多様性への理解促進

日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して，情報や支援から孤立することがないように適切な支援を推進します。また，LGBTなど性的少数者への理解促進を関係機関と連携して取り組んでいきます。

（注1）LGBT：Lesbian（レズビアン：女性の同性愛者）Gay（ゲイ：男性の同性愛者）Bisexual（バイセクシャル：両性愛者）Transgender（トランスジェンダー：「心の性」と「身体の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人。

性的少数者には，LGBT以外にも男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や，自分自身の性を決められない・分からない人など様々な人々があります。

（注2）子ども・若者支援地域協議会：子ども・若者育成支援推進法に基づく，教育，福祉，保健，医療，更生保護，雇用など様々な分野の行政機関及び民間団体で構成された協議会。

（注3）子ども・若者総合相談センター：子ども・若者育成支援推進法に基づき，都道府県及び市町村が設置することのできる様々な分野を総合的に相談できるセンター。

取組（7）東日本大震災を経験した子ども・若者，その家族への支援

◇東日本大震災を経験した子ども・若者，その家族への支援

東日本大震災を経験した子ども・若者，その家族への長期的な心のサポートや震災孤児への学業，就労に係る支援を推進します。

基本施策4 子ども・若者の被害防止・保護

子ども・若者が犯罪被害者または犯罪加害者となることがないように，子ども・若者の規範意識の向上や地域で見守る社会機運を醸成する活動を推進します。

他者を受け入れる，違いを認めあえる寛容な心の育成などいじめ防止の取組を推進します。また，学校，家庭，地域が連携し，暴力行為など問題行動を起こす子ども・若者への適切な取組を推進します。

取組（8）子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

現状と課題

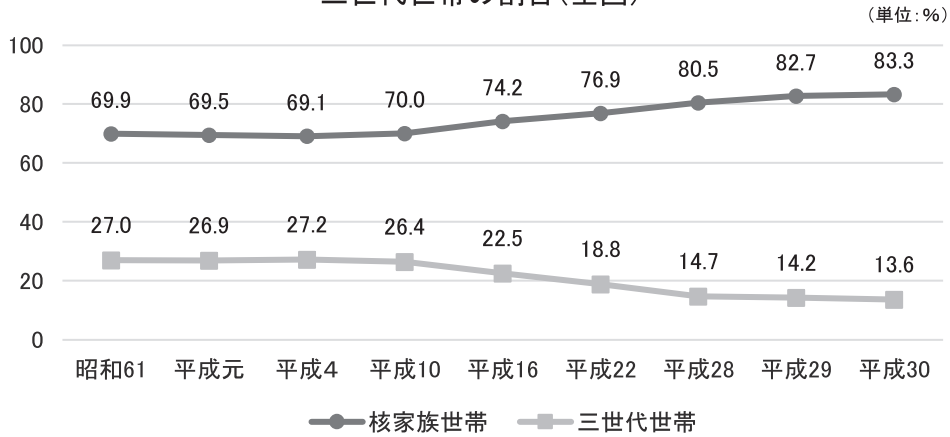
- ◆ 令和元年中の刑法による検挙・補導人員に占める少年の割合は9.5%（宮城県）で，年々減少していますが，刑法犯少年の再犯者率は3割前後で推移しており，引き続き再非行防止に向けた立ち直り支援活動を行う必要があります。【図表15】
- ◆ 人口減少，少子高齢化，核家族の増加などにより地域コミュニティが希薄化し，地域の見守り機能も低下しています。引き続き安心安全な街づくりを推進していく必要があります。【図表16】
- ◆ いじめの認知件数は平成24年以降高い傾向で推移しており，小さなトラブルもいじめとして認知し，適切に対応しているものと思われます。また，国立教育政策研究所が平成25年から平成27年に行ったいじめ追跡調査によって，中学生の多くがいじめ被害といじめ加害双方の経験をしており，特定の児童生徒に偏ることなく，多くが被害者と加害者を入れ替わりながらいじめに巻き込まれているという実態が分かりました。いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを進めていく必要があります。【図表17・18】
- ◆ 薬物事犯の検挙件数は平成27年度以降年々減少傾向にありますが，好奇心から薬物に手を出す子ども・若者がいます。子どもの頃から薬物乱用が引き起こす健康被害等に関する教育を推進していく必要があります。【図表19・20】

図表15 刑法による検挙・補導人員及び少年の占める割合（宮城県）

区分 年別	刑法による検挙・補導人員			少年の割合 (%)
	総数(人)	少年	成人	
令和元年	3,170	302	2,868	9.5
平成30年	3,268	327	2,941	10.0

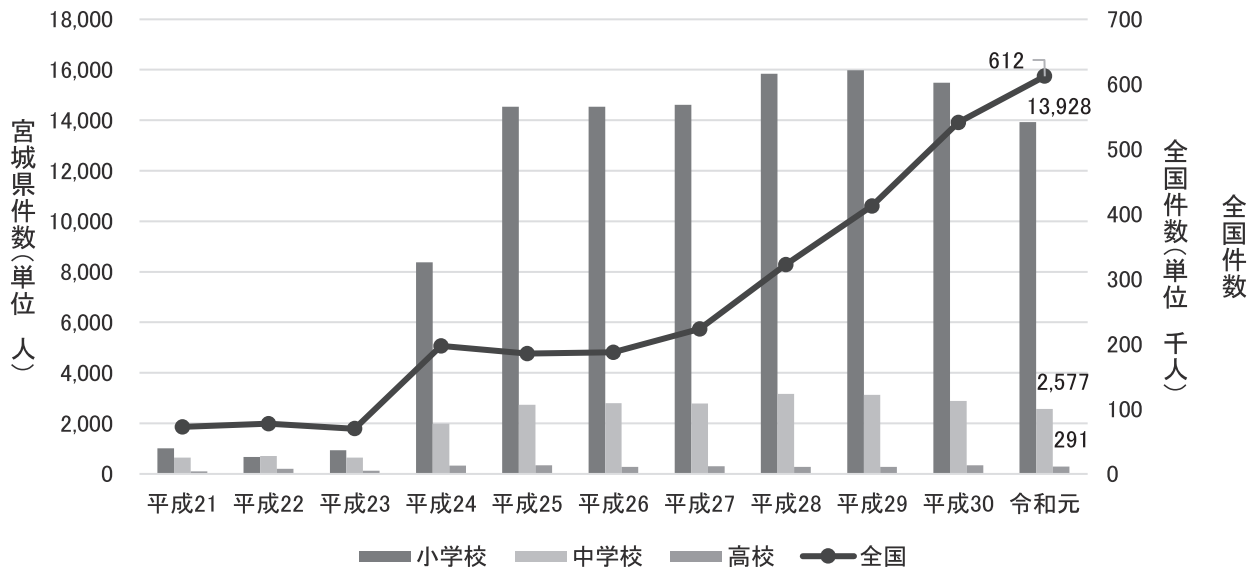
(出典)宮城県警察本部生活安全部少年課統計(令和元年中)

図表16 児童のいる世帯に占める核家族世帯、
三世帯世帯の割合(全国)



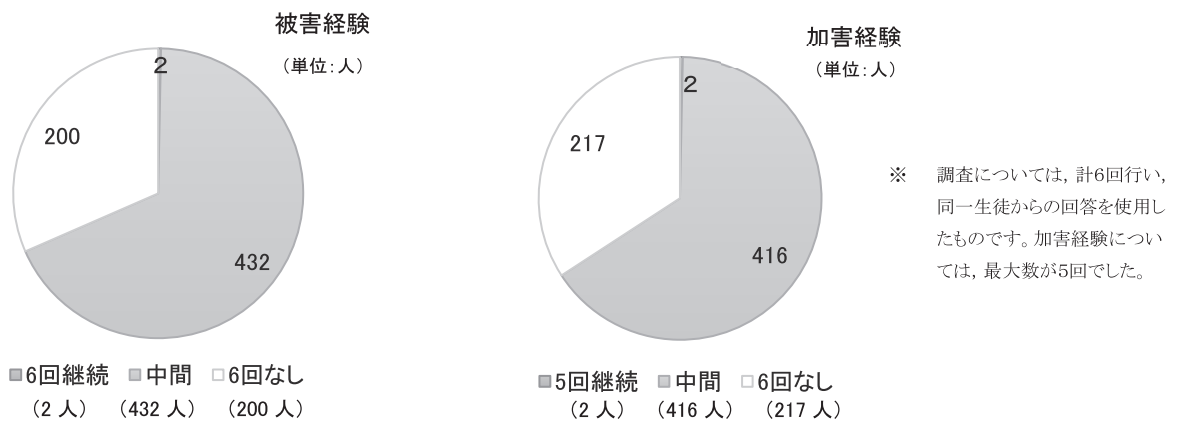
(出典)厚生労働省「人口動態調査」(H30年)

図表17 いじめ認知件数の推移



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(H21年～R元年)

図表18 2013年度中1→2015年度中3の3年間の
いじめ被害経験・加害経験(仲間はずれ・無視・陰口)(全国)



(出典)文部科学省国立教育政策研究所「いじめ追跡調査 2013-2015」(H28年6月)

図表19 全薬物事犯5年間の検挙状況(宮城県)

年別 区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
検挙人員 (人)	164	135	162	140	132

(出典)宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課統計(令和元年)

図表20 少年による薬物事犯の検挙人員(宮城県)

年別 区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総数	0	2	1	1	0	0	5
覚醒剤事犯	0	1	1	0	0	0	1
大麻事犯	0	0	0	1	0	0	3
麻薬及び向精神薬事犯	0	1	0	0	0	0	1
あへん事犯	0	0	0	0	0	0	0

(出典)宮城県警察本部生活安全部少年課統計(令和元年)

取組と主な事業展開

取組(8) 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

◇犯罪被害の防止対策の推進

安心な地域社会の実現のため地域防犯活動に取り組み、地域での防犯意識を高め、子ども・若者が犯罪や事故の被害に遭いにくい街づくりを推進します。また、詐欺等の被害に遭わないための知識を習得させ、被害を未然に防止するための活動を推進します。

◇いじめ防止・非行防止活動の推進

相手の心情を理解し、他者を思いやる心を育むような道德教育等の充実や相談できる場所の整備、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進し、いじめを許さない、いじめを生まない学校づくりに取り組みます。また、子ども・若者の発達段階に応じた非行防止教室を開催し、規範意識の向上を図り、継続的な助言指導を行い再非行の防止を推進します。

◇薬物乱用防止対策の推進

小中高等学校における薬物防止教室の実施やリーフレット配布などを通して、薬物乱用による健康被害等の危険性について理解を深めることにより、薬物乱用を未然に防止するための活動を推進します。

基本的方向3 子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する

基本施策5 子ども・若者を取り巻く有害環境への対応

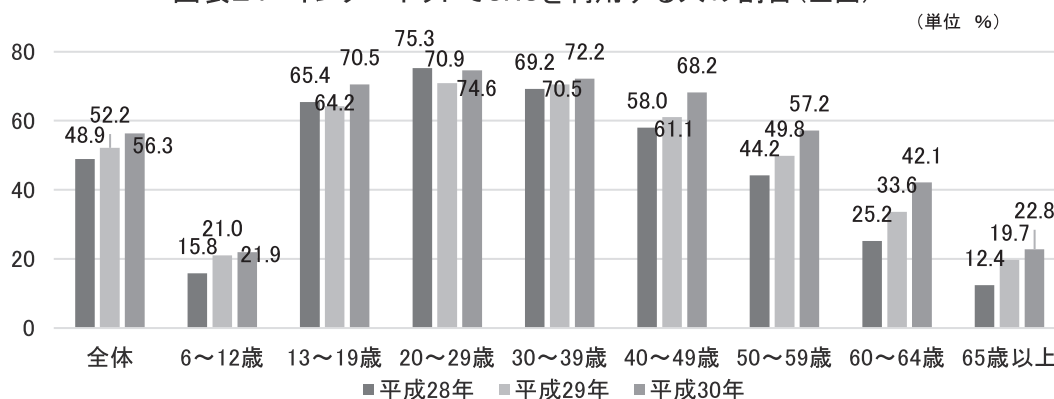
インターネットの急速な進展に起因する様々な問題に対して、年齢に合わせた教育、啓発活動を充実させ、子ども・若者の健全な育成に有害な環境への取締りを強化します。

取組(9) インターネットの利用に関する教育・各種啓発活動の強化

現状と課題

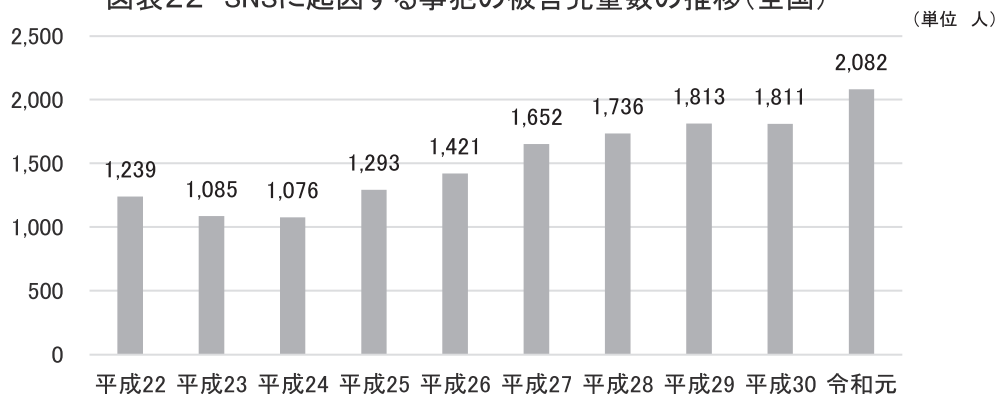
- ◆ インターネットの普及により、いつでもどこでもだれとでもつながることができるようになり、生活や仕事の中で欠かせない社会基盤(インフラ)となっています。リモートワークやネットショッピング、オンライン授業など様々な場面で活用され、生活を便利でより快適なものにしています。一方で、インターネットを介したゲームなどによって犯罪やトラブルに巻き込まれる子ども・若者の増加やネットいじめと言われるSNS上のいじめ被害も出ており、情報モラル教育の重要性が増しています。【図表21・22】
- ◆ インターネット利用が低年齢化しており、保護者へフィルタリング(注)の有効性を浸透させ、子ども、保護者ともにインターネットの危険性について理解できるように啓発する必要があります。

図表21 インターネットでSNSを利用する人の割合(全国)



(出典)内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」(令和元年)

図表22 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移(全国)



(出典)警察庁生活安全局少年課「令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況(令和元年)」

(注) フィルタリング：有害サイトへのアクセスやネットトラブルの原因となりやすいアプリの起動を制限できる機能やサービス。

取組と主な事業展開

取組（9）インターネットの利用に関する教育・各種啓発活動の強化

◇インターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化

インターネットのメリット、デメリットを正しく知る機会の提供を行い、インターネットの適正利用を促進します。また、子どもだけではなく、保護者に対して、フィルタリングの重要性やネット犯罪の状況など情報提供を行い、家庭内でのルールづくりを促進します。

◇有害環境調査等の強化

インターネットカフェや書店、携帯電話事業者等への立入調査を通じて、適切な利用環境につながるよう有害環境調査を強化し、業者や店舗への情報提供等を行い、啓発活動を推進します。

基本施策6 子ども・若者を支えるネットワークづくり

家庭・学校・地域が互いに連携して、地域全体で子育てや子ども・若者の育成支援を行えるよう関係強化を支援します。行政機関と民間団体等のネットワーク強化に努めます。

取組(10)家庭・学校・地域のネットワーク強化支援

現状と課題

- ◆ 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、地域住民からの子育て協力や子ども・若者育成支援を得ることが困難な状況にあるため、家庭・学校・地域が連携できる地域づくりを推進する必要があります。
- ◆ 宮城県の小学生、中学生の地域行事への参加率は全国より高く、地域の住民との関わりを持っていますが、年齢が上がるにつれて、地域行事への参加率が低くなっています。【図表23】
- ◆ 学校を卒業したり、支援制度の年齢を超えると、今まで支援していた機関のスキルや情報が次の支援機関へ引き継がれないことがあったりと、継続した支援に結び付かない子ども・若者がいます。年齢や制度の狭間を埋めるため、支援機関同士のネットワークの構築、強化を行う必要があります。【図表24】

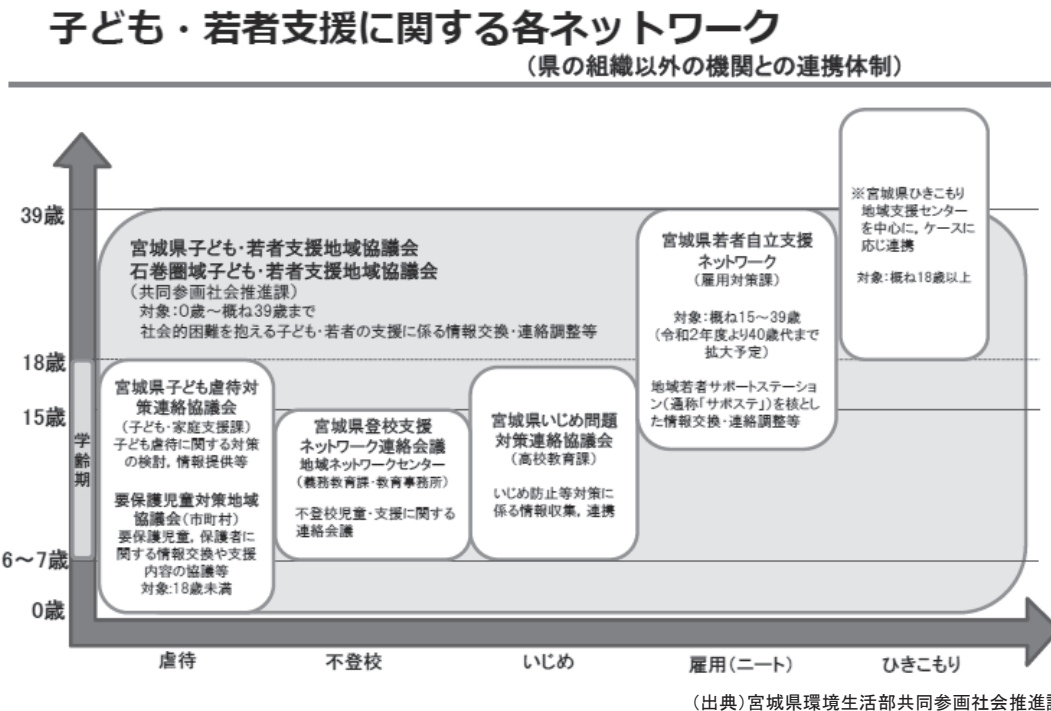
図表23 今住んでいる地域の行事に参加していると回答した児童生徒

(単位：%)

		H29	H30	R元
小学生	宮城県	72.3	70.9	75.9
	全国	62.6	65.1	68.0
	全国との差	9.7	5.8	7.9
中学生	宮城県	44.6	47.8	54.0
	全国	42.1	45.6	50.6
	全国との差	2.5	2.2	3.4

(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成29・30・R元年)

図表24 年齢別の支援ネットワーク



取組と主な事業展開

取組(10) 家庭・学校・地域のネットワーク強化支援

◇家庭・学校・地域が連携・協働する体制の構築

地域と学校が連携して、地域の子どもの若者の問題解決に向けて取り組めるネットワークづくりを進め、子ども・若者や保護者への積極的な支援を地域で取り組んでいける関係の構築を推進します。

◇関係機関相互の連携強化

子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターを通して、教育や福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など各分野における関係機関等によるネットワーク強化を図り、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援します。

基本的方向4 子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する

基本施策7 地域における多様な担い手・サポーターの養成支援

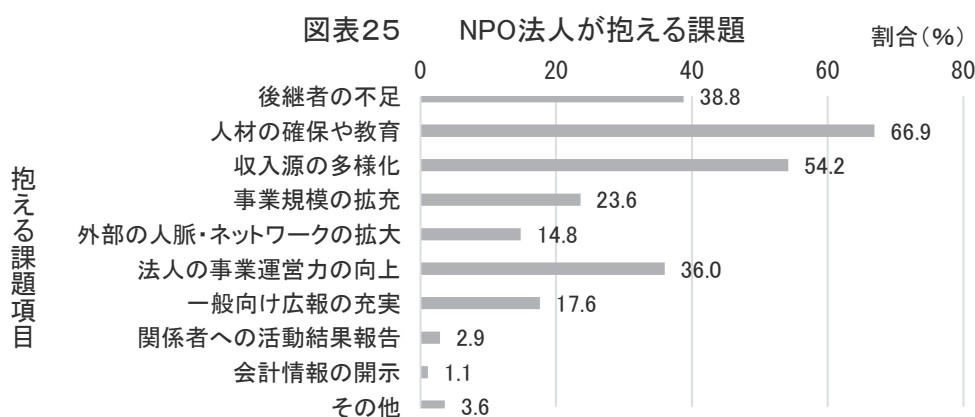
地域における子ども・若者の居場所づくりを推進するため、支援にあたる担い手・サポーターの養成や活動等を支援します。

子ども・若者を支える支援者について、養成事業やサポート事業を促進し、質の高い支援を提供できるように努めます。

取組（11）地域における多様な担い手・サポーターの確保

現状と課題

- ◆ 子ども・若者支援を行っているNPO法人は増えていますが、多くのNPO法人と同様に人材の確保や教育の問題を抱えています。【図表25】
- ◆ 子ども・若者を取り巻く問題の多くは様々な要因が絡み合い、複雑化しており支援に当たるスタッフにも様々な知識と経験が必要になっています。
- ◆ 支援者に対する研修事業やサポート事業が不足しており、長期的に支援にあたるためにも支援者に対するサポート事業を充実させる必要があります。



(出典)内閣府「平成29年度特定非営利活動法人に関する実態調査報告書」

取組と主な事業展開

取組11 地域における多様な担い手・サポーターの確保

◇地域における多様な民間団体への支援

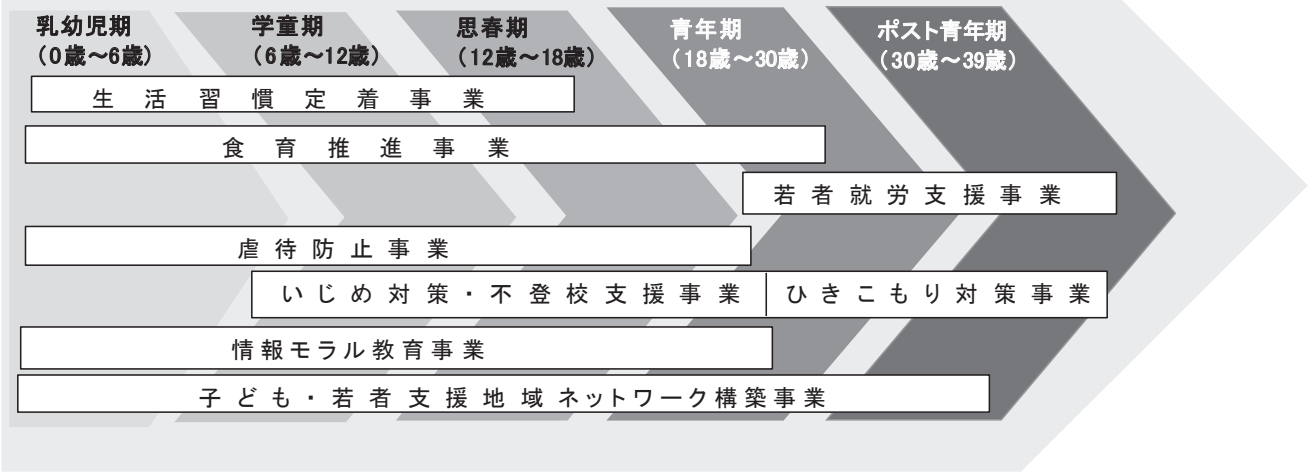
様々な困難を抱えた子ども・若者を支援するために、NPO法人等民間団体の特性を生かした柔軟で多様な支援が提供できるよう行政との協働を促進します。また、NPO法人等の活動について、広く県民に周知していく場の提供を図り、ボランティアの参加や就職の選択肢になるようNPO法人等への関心を高めていけるように支援します。

◇専門職の確保・専門性の向上、支援者へのサポート

担い手・サポーターへのサポート体制づくりを推進するとともに、専門的な知識や技法を分野横断的に習得できる研修事業への参加を促進し、総合的な支援をコーディネートできる人材の養成に取り組み、支援者の技術向上と支援者同士の交流の場の提供に努めます。



年齢ごとの主な事業展開



第4章 推進体制

第4章 推進体制

1 施策の推進体制

子ども・若者の健全な育成に関する施策は、教育や福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など様々な分野にわたることから、県においては、各部局の連携強化・協力を推進し、施策の調整を図るとともに、関係する国、市町村の機関、民間団体等と緊密な連携を図ります。

(1) 宮城県青少年健全育成推進本部及び宮城県青少年問題協議会

子ども・若者の健全な育成に関する施策は、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用をはじめとして社会の非常に広範な分野にわたることから、計画の推進に当たっては、「青少年健全育成推進本部」を設置し、部局横断型の推進体制により総合的かつ効果的な展開を図っていきます。また、学識経験者、関係行政機関などで構成する宮城県青少年問題協議会において、県の子ども・若者の健全な育成に関する施策について、調査、審議を行い、専門的な立場からの意見及び提言を求め、当該施策への反映に努めます。

(2) 子ども・若者支援地域協議会

宮城県子ども・若者支援地域協議会への関係機関の参加を促し、県内の圏域ごとに実務担当者部会会議を開催し、地域ごとの関係機関の緊密なネットワークの構築を推進します。また、圏域ごとの子ども・若者支援地域協議会の設置を図るため、地域において活動している民間団体等の掘り起こしを行い、行政と民間団体等の協働による支援体制の構築を推進します。

(3) 地域における推進体制の充実

子ども・若者の健全な育成に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するために、市町村の果たす役割が大きいことから、市町村が主体的に施策を展開することができるよう子ども・若者支援地域協議会及び実務担当者部会への参加を積極的に促し、地域における推進体制の充実を図ります。

2 青少年健全育成県民運動の推進

青少年の健全な育成に関する活動については、様々な民間団体などが取り組んでいますが、その中核的な組織として、「青少年のための宮城県民会議」が昭和42年に設置されたほか、市町村においても、青少年の健全な育成を推進する市町村民会議が設置されています。

青少年の健全な育成を推進するためには、家庭、学校、地域、行政などが連携し、取組を進めることが重要であることから、「青少年のための宮城県民会議」などの活動を支援し、青少年の健全な育成に関する県民運動の推進を図ります。

(1) 青少年のための宮城県民会議の組織の強化と活性化

青少年健全育成県民総ぐるみ運動など県民を挙げて全県的に青少年の健全な育成に関する活動を推進するため、「青少年のための宮城県民会議」の組織及び活動を支援します。

(2) 市町村民会議への支援等

地域の実情に合わせた青少年の健全な育成に関する活動の充実及び活性化を図るため、その活動母体となる青少年の健全な育成を推進する市町村民会議等の組織運営を「青少年のための宮城県民会議」と連携して支援し、地域住民へ活動内容を周知します。

3 計画の進行管理

計画の進行管理については、青少年健全育成条例第13条の規定に基づき、県が、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容等を公表し、計画の着実な推進を図ります。

公表に当たっては、数値化が可能な事項については数値目標を設けるとともに、評価及び検証を行い、宮城県青少年問題協議会の意見を聴取し施策に反映します。

參考資料

1 子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日 法律第七十一号)

- 第一章 総則 (第一条—第六条)
- 第二章 子ども・若者育成支援施策 (第七条—第十四条)
- 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援 (第十五条—第二十五条)
- 第四章 子ども・若者育成支援推進本部 (第二十六条—第三十三条)
- 第五章 罰則 (第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者

計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするために、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公

共同体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受け

て同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 子ども・若者育成支援推進大綱(概要)

平成28年2月9日(火)
子ども・若者育成支援推進本部決定

子供・若者育成支援推進大綱(概要) ～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

第1 はじめに

○全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

○子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。

○全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

現状と課題

- 【家 庭】・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要
- 【地 域 社 会】・地域におけるつながりの希薄化の懸念
・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要
- 【情報通信環境】・常に化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす
・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要
- 【雇 用】・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの



【課題の複合性、複雑性】困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適切に、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- (1) 自己形成のための支援
 - ①日常生活能力の習得
・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
 - ②学力の向上 ③大学教育等の充実
- (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保
 - ①健康教育の推進と健康の確保・増進等
・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
 - ②子供・若者に関する相談体制の充実
・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
・子ども・若者総合相談センターの充実
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
 - ③被害防止のための教育
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援
 - ①職業能力・意欲の習得 ②就労等支援の充実
- (4) 社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成 等
- (2) 困難な状況ごとの取組
 - ①ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
 - ②障害等のある子供・若者の支援
 - ③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
 - ④子供の貧困問題への対応
・国民運動の取組の展開、充実 等
 - ⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3) 子供・若者の被害防止・保護
 - ①児童虐待防止対策
・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
 - ②子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ① 保護者等への積極的な支援
 - ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ③ 地域全体で子供を育む環境づくり
 - ・ 放課後子ども総合プランの推進
 - ・ 社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
 - ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・ 安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
 - ・ 子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
 - ・ 総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - ・ 教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・ 留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - ・ 先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
 - ・ 情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・ 地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・ 「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
 - ・ 国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
 - ・ 世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
 - ・ 内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有
- (2) 広報啓発等
- (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
 - ・ 地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

3 青少年健全育成条例

(昭和三十五年三月三十一日 宮城県条例第十三号)
最終改正 平成三十一年 三月二十二日 条例第十四号

青少年健全育成条例をここに公布する。

青少年健全育成条例 (旧：青少年保護条例)

目次

- 第一章 総則 (第一条～第八条)
- 第二章 青少年の健全な育成に関する施策 (第九条～第十三条)
- 第三章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備 (第十四条～第二十八条)
- 第四章 青少年の健全な育成を阻害する行為の規制 (第二十九条～第三十六条)
- 第五章 雑則 (第三十七条～第四十条)
- 第六章 罰則 (第四十一条～第四十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めてこれを総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年の健全な育成を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(条例の解釈適用)

第二条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、いやしくも拡張して解釈し、国民の自由と権利を不当に制限することがあってはならない。

(基本理念)

第三条 青少年は、心身ともに健やかに成長する権利を有することにかんがみ、家庭、学校、職場、地域社会その他あらゆる生活の場において尊重されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、青少年の健全な育成を支援する社会環境の形成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害する社会環境から青少年を保護するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、

その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

(保護者の責務)

第七条 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、健康で明るい環境において青少年を保護監督し、及び教育するように努めなければならない。

(青少年の責務)

第八条 青少年は、社会の一員であることを自覚し、自主性と責任感を持ち、自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、健全な社会人として成長するように努めなければならない。

第二章 青少年の健全な育成に関する施策

(施策の基本)

第九条 青少年の健全な育成に関する施策の実施は、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進することを基本とし、行政のすべての分野において、積極的かつ効果的に行われなければならない。

(施策の大綱)

第十条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- 一 青少年の社会的自立の支援
- 二 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の支援
- 三 青少年の健全な育成を目的とする団体への支援
- 四 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成
- 五 健康で明るい家庭づくりの推進
- 六 青少年の活動の場としての施設の整備及びその利用の促進
- 七 青少年の健全な育成を阻害する社会環境の浄化その他青少年を取り巻く社会環境の整備
- 八 青少年の非行の防止に関する活動の推進
- 九 青少年の健全な育成に関する情報の提供及び相談
- 十 青少年の健全な育成に関する調査研究

(基本計画の策定)

第十一条 知事は、前条各号に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画 (以下「基本計画」という。) を定めるものとする。

- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、宮城県青少年問題協議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村、民間団体等との協力体制の整備)

第十二条 県は、青少年の健全な育成に関する施策が市町村、青少年の健全な育成を目的とする団体その他の関係者との密接な連携の下に実施されるようこれらの者との協力の強化に必要な体制を整備するものとする。

(施策の公表)

第十三条 県は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容を公表するものとする。

第三章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備

(定義)

第十四条 この章から第六章までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 六歳以上十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- 二 興行 映画、演劇、演芸又は見せ物をいう。
- 三 興行者 興行を主催する者又は興行場を営業者をいう。
- 四 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム又は映像等記録媒体（録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声が再生されるものをいう。以下同じ。）をいう。
- 五 図書類取扱業者 図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は図書類の販売若しくは貸付けの管理を業とする者をいう。
- 六 特定がん具類 性的感情を刺激するがん具その他の物品（図書類を除く。）又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に規定する刀剣類を除く。）その他の器具をいう。
- 七 特定がん具類取扱業者 特定がん具類の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定がん具類の販売若しくは貸付けの管理を業とする者をいう。
- 八 自動販売機等 物品の販売又は貸付けをするための機器であって、物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面することがない状態（物品の販売又は貸付けに従事する者が電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して客と対面する状態を含む。）で、当該機器に収納された物品の販売又は貸付けをすることができるものをいう。

(興行等に係る自主規制)

第十五条 興行者又は図書類取扱業者は、興行又は図書類の内容が性的感情を刺激し、残忍性を有し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、青少年に当該興行を観覧させ、又は当該図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 特定がん具類取扱業者は、特定がん具類が形状、構造又は機能からみて次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年に当該特定がん具類

を販売し、頒布し、又は貸し付けないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 二 青少年の非行を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 三 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(インターネットの利用に係る保護者の責務)

第十五条の二 保護者（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第二項に規定する保護者をいう。以下この章において同じ。）は、インターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害を認識し、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、当該青少年のインターネットの利用に当たっては、その利用状況を適切に把握し、当該青少年とともに遵守すべき事項を定める等インターネットの適切な利用の確保に努めなければならない。

(インターネット上の情報に係る自主規制等)

第十六条 何人も、青少年有害情報（青少年インターネット環境整備法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を一般の利用に供する者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年インターネット環境整備法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）に関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等)

第十六条の二 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務（同条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（以下「役務提供契約」

という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)を業として行う者(以下「媒介等事業者」という。)(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。))は、青少年を相手方とする役務提供契約(既に締結されている役務提供契約(以下「既契約」という。))の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該既契約の相手方若しくは当該既契約に係る携帯電話端末等(同項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。))の変更を伴うもの又は当該青少年の保護者による青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の申出を伴うものに限る。以下同じ。))の締結又はその媒介等をするに当たっては当該青少年に対し、青少年の保護者を相手方とし当該青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たっては当該保護者に対し、青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他規則で定める事項について説明するとともに、その内容及び青少年インターネット環境整備法第十四条各号に掲げる事項の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を交付しなければならない。

2 前項の場合において、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法以外の方法によりインターネットに接続する機能を有するものであるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年を相手方とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たっては当該青少年に対し、青少年の保護者を相手方とし当該青少年を当該携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たっては当該保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法以外の方法によりインターネットに接続することにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(フィルタリングサービスを利用しない旨等の申出書面の提出等)

第十六条の三 保護者は、その保護する青少年が役務提供契約の当事者となる場合又はその保護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由として規則で定めるものその他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の書面又は電磁的記録の提出を受け青少

年有害情報フィルタリングサービスの提供を伴わない役務提供契約を締結した場合には、当該役務提供契約を締結した日から当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された事項のうち同項に規定する記載事項が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

3 保護者は、その保護する青少年が特定携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。))に係る役務提供契約の当事者となる場合又はその保護する青少年を特定携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、同条ただし書の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。))を講ずることを希望しない正当な理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面又は電磁的記録の提出を受け青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等に係る役務提供契約を締結した場合には、当該役務提供契約を締結した日から当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る特定携帯電話端末等を使用する青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された事項のうち同項に規定する記載事項が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等)

第十六条の四 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は媒介等事業者が次の各号に掲げる規定(媒介等事業者にあつては、前条第二項の規定を除く。)に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は媒介等事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 青少年インターネット環境整備法第十三条第一項若しくは第二項又は第十四条の規定

二 第十六条の二又は前条第二項若しくは第四項の規定

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(有害興行の指定等)

第十七条 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行

を有害な興行として指定することができる。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第三号に規定する営業に係る興行場において行われる興行については、この限りでない。

- 2 前項の規定による指定は、当該興行の興行者に対する通知により行う。
- 3 知事は、前項の規定による通知をしたときは、告示しなければならない。
- 4 興行者は、第一項の規定により指定された興行（以下「有害興行」という。）を青少年に観覧させてはならない。
- 5 興行者は、有害興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に有害興行の指定のあった旨及び青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなければならない。
- 6 知事は、有害興行が第一項に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
- 7 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。
- 8 何人も、青少年に有害興行を観覧させないように努めなければならない。

（有害図書類の指定等）

第十八条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を有害な図書類として指定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。
 - 一 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの五分の一以上を占めるもの
 - 二 映像等記録媒体（音声のみが記録されているものを除く。）であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為の場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して三分を超えるもの（映像は連続しないが、音声は連続する等実質的に描写が連続する場合において、当該描写の時間（当該描写に係る映像及び音声のいずれもない時間を除く。）が三分を超えるものを含む。）
 - 三 映像等記録媒体の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの
- 3 図書類取扱業者は、第一項の規定により指定された図書類及び前項各号の規定に該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。
- 4 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列しようとするときは、規則で定めるところにより、有害図書類の陳列場所を他の図書類の陳列場所と区分し、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類である旨の表示をしなければならない。
- 5 知事は、図書類取扱業者が前項の規定に違反し

ていると認めるときは、当該図書類取扱業者に対し、期間を定めて、有害図書類の陳列場所を他の図書類の陳列場所と区分し、又は有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類である旨の表示をすべきことを命ずることができる。

- 6 知事は、有害図書類が第一項に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
- 7 第一項の規定による指定及び前項の規定の取消しは、告示により行う。
- 8 何人も、青少年に有害図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように努めなければならない。

（有害特定がん具類の指定等）

第十九条 知事は、特定がん具類が形状、構造又は機能からみて次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定がん具類を青少年に有害な特定がん具類として指定することができる。

- 一 著しく人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
 - 二 著しく青少年の非行を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - 三 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、特定がん具類で次の各号のいずれかに該当するものは、青少年に有害な特定がん具類とする。

- 一 下着の形状をしたがん具
 - 二 使用済みの下着である旨が表示され、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品
 - 三 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 3 特定がん具類取扱業者は、第一項の規定により指定された特定がん具類及び前項各号のいずれかに該当する特定がん具類（以下「有害特定がん具類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。
 - 4 知事は、有害特定がん具類が第一項に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
 - 5 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の取消しは、告示により行う。
 - 6 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、青少年に有害特定がん具類を所持させないように努めなければならない。

（広告物の掲示の制限）

第二十条 何人も、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認められる看板、ポスターその他の広告物を掲示してはならない。

- 2 知事は、屋外又は屋内に掲示された広告物の内容が前項に該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、期間を定めて、当該広告物の内容の変更又は撤去を命ずることができる。

（第十七条から前条までの適用）

第二十一条 第十七条から前条までの規定は、善良

の風俗に反するものについてのみ適用するものとする。

(図書類自動販売機等の設置等の届出)

第二十二條 図書類の販売又は貸付けのための自動販売機等(以下「図書類自動販売機等」という。)を用いて業を行う図書類取扱業者(以下「図書類自動販売機等による図書類取扱業者」という。)は、図書類自動販売機等を設置しようとするときは、その日の十五日前までに、当該図書類自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 第二十四條第一項に規定する図書類自動販売機等管理者の住所及び氏名
- 三 図書類自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 四 図書類自動販売機等の設置予定年月日
- 五 販売又は貸付けの開始予定年月日

2 前項の規定による届出をした者は、届出をした事項に変更があつたとき、又はその届出に係る図書類自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(図書類自動販売機等の届出済証のはり付け)

第二十三條 前條第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る図書類自動販売機等の表面の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証をはり付けなければならない。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となつたときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(図書類自動販売機等管理者の設置)

第二十四條 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、その設置する図書類自動販売機等ごとに、次條第二項の規定による有害図書類の撤去その他当該図書類自動販売機等を適正に管理するための措置を自ら直ちにとることができない場合において、自己に代わつてその措置をとることができる者を図書類自動販売機等管理者として置かなければならない。

2 前項の図書類自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- 一 満二十歳以上であること。
- 二 その管理する図書類自動販売機等が設置されている市町村の区域内に居住していること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める要件

(図書類自動販売機等による販売等の制限)

第二十五條 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、有害図書類を図書類自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、図書類自動販売機等に収納した図書類が第十八條第一項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類を図書類自動販売機等から撤去しなければならない。

3 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね二百メートル

以内の区域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を図書類自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)
 - 二 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館
 - 三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設
 - 四 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同條第二項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)
 - 五 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第二条第一項第一号に規定する都市公園(児童の遊戯に適する施設として少なくとも、広場のほか、ぶらんこ、すべり台又は砂場のいずれかが設けられているものに限る。)
 - 六 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条第一項に規定する公民館
 - 七 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九條に規定する文部科学大臣又は教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの
- 4 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、当該図書類自動販売機等の表面の見やすい箇所に氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)その他規則で定める事項を明確に表示するように努めなければならない。

(図書類自動販売機等による営業の停止)

第二十六條 知事は、図書類自動販売機等による図書類取扱業者又はその代理人、使用人その他の従業員が、当該図書類自動販売機等による販売又は貸付けをする営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書類自動販売機等による図書類取扱業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該図書類自動販売機等による営業の停止を命ずることができる。

- 一 第二十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第二十三條の規定に違反して、知事の交付する届出済証をはり付けなかったとき。
- 三 前條第一項の規定に違反して、有害図書類を図書類自動販売機等に収納したとき。
- 四 前條第二項の規定に違反して、有害図書類を直ちに撤去しなかったとき。

(準用)

第二十七條 第二十二條から前條までの規定は、特定がん具類の販売又は貸付けのための自動販売機等(以下「特定がん具類自動販売機等」という。)を用いて業を行う特定がん具類取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定中「図書類」とあるのは「特定がん具類」と、「図書類自動販売機等」とあるのは「特定がん具類自動販売機等」と、「図書類自動販売機等管理者」とあるのは「特定がん具類自動販売機等管理者」と、「図書類取扱業者」とあるのは「特定がん具類取扱業者」と、「有害図書類」とあるのは「有害特定がん具類」と、第二十五條第二項中「第十八條

第一項」とあるのは「第十九条第一項」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第二十八条 第二十二條及び第二十四條から第二十六條まで（前條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業に係る営業所（同項第五号の営業に係るものを除く。）、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（以下「青少年立入禁止場所」という。）に図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等を設置する場合については、適用しない。

第四章 青少年の健全な育成を阻害する行為の規制（金銭貸付け等の禁止）

第二十九条 質屋（質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第一条第二項に規定する質屋をいう。以下同じ。）は、青少年から物品（有価証券を含む。以下同じ。）を質に取って金銭を貸し付けてはならない。

2 古物商（古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、その営業に関し、青少年から物品を買い受け、若しくは物品の売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換をしてはならない。

3 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）は、青少年に対し、金銭を貸し付け、又は金銭の借入れの媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の受入れの媒介を含む。）をしてはならない。

4 前三項の規定は、当該青少年が保護者（親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監督保護するものをいう。以下同じ。）の委託を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があるときは、適用しない。

(興行場等への深夜入場の禁止)

第三十条 興行場又は次に掲げる営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条に規定する風俗営業等に該当する営業以外のものに係る営業所（以下「遊技場」という。）を営む者は、保護者が同伴する場合を除き、午後十一時から翌日の午前四時までの間、その営業に係る興行場又は遊技場に青少年を入場させてはならない。

- 一 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱させる営業
- 二 硬貨又はメダルを投入することによって作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業
- 三 設備を設けて、客にボーリング、玉突き又はダーツを行わせる営業
- 四 端末設備を設置して、客にその利用をさせる営業
- 五 設備を設けて、客に図書類を貸与し、閲覧させ、又は観覧させる営業

2 興行場又は遊技場を営む者は、前項に規定する

時間中にこれらの営業を営む場合には、入場しようとする者の見やすい箇所に、同項に規定する時間中における青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなければならない。

3 知事は、興行場又は遊技場を営む者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該者に対し、期間を定めて、入場しようとする者の見やすい箇所に、第一項に規定する時間中における青少年の入場を禁ずる旨の表示をすべきことを命ずることができる。

(みだらな性行為又はわいせつな行為の禁止)

第三十一条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第三十一条の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を行うように求める行為

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第三十二条 何人も、医療行為その他正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為の周旋をしてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第三十三条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- 一 みだらな性行為又はわいせつな行為
- 二 と博
- 三 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用
- 四 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用
- 五 喫煙又は飲酒
- 六 入れ墨を施す行為

(青少年立入禁止場所等への同伴の禁止)

第三十四条 何人も、青少年立入禁止場所に青少年を同伴してはならない。

2 何人も、青少年を午後十時から翌日の午前六時（十六歳未満の青少年にあつては、午後六時から翌日の午前六時）までの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第五号に規定する営業に係る営業所に同伴してはならない。ただし、午後六時から午後八時前までの間に限り、十六歳未満の青少年の保護者が当該青少年を当該営業所に同伴する場合は、この限りでない。

(喫煙及び飲酒の禁止)

第三十五条 何人も、青少年に対し、喫煙若しくは飲酒の行為をすすめてはならない。

(深夜外出の制限)

第三十六条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、午後十一時から午前四時までの間青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受けないで、又は同意を得ないで前項に規定する時間中に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

第五章 雑則

(審議会への諮問)

第三十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宮城県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、第一号、第二号又は第四号に掲げる場合で緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

一 第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項の規定による指定をしようとするとき。

二 第十七条第六項、第十八条第六項又は第十九条第四項の規定による指定の取消しをしようとするとき。

三 第十八条第二項若しくは第四項又は第二十五条第三項第八号（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により規則を定めようとするとき。

四 第二十条第二項の規定による命令をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定による措置については、次の会議においてこれを審議会に報告するものとする。

(指定等の要請)

第三十八条 何人も、第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による指定又は第二十条第二項の規定による命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対してその旨を要請することができる。

(立入調査等)

第三十九条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

一 興行場、広告物の掲示場所、図書類自動販売機等若しくは特定がん具類自動販売機等の設置場所、遊技場又は風俗営業等を行う場所

二 次に掲げる者の事務所又は営業所

イ 興行者

ロ 図書類取扱業者

ハ 特定がん具類取扱業者

ニ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

ホ 広告物の広告主又は管理者

ヘ 質屋、古物商又は貸金業者

ト 遊技場を営む者

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯して関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査等は、必要最小限

度において行うものとし、関係者の正常な業務を妨げてはならない。

(規則への委任)

第四十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第四十一条 第三十一条第一項の規定に違反して、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者

二 第三十二条の規定に違反して、青少年に対し入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為の周旋をした者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金又は料料に処する。

一 第三十一条第二項の規定に違反して、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せた者

二 第三十三条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又はその周旋をした者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は料料に処する。

一 第十七条第四項の規定に違反して、有害興行を青少年に観覧させた者

二 第十八条第三項の規定に違反して、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させた者

三 第十九条第三項の規定に違反して、有害特定がん具類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けた者

四 第二十条第二項の規定による知事の命令に違反した者

五 第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有害図書類又は有害特定がん具類を図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等に収納した者

六 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有害図書類又は有害特定がん具類を直ちに撤去しなかった者

七 第三十条第一項の規定に違反して、同項に規定する時間中に興行場又は遊技場に青少年を入場させた者

八 第三十一条の二の規定に違反して、青少年に対し児童ポルノ等の提供を行うように求めた者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は料料に処する。

一 第十七条第五項の規定に違反して、有害興行の指定のあった旨又は青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなかった者

二 第十八条第五項の規定による命令に従わなかった者

- 三 第二十二條（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 四 第二十三條（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、知事の交付する届出済証をはり付けなかった者
 - 五 第二十九條第一項の規定に違反して、青少年から物品を質に取って金銭を貸し付けた者
 - 六 第二十九條第二項の規定に違反して、青少年から物品を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換をした者
 - 七 第二十九條第三項の規定に違反して、青少年に対して、金銭を貸し付け、又は金銭の借入れの媒介をした者
 - 八 第三十條第三項の規定による命令に従わなかった者
 - 九 第三十六條第二項の規定に違反して、青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者
 - 十 第三十九條第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 6 第三十一條又は第三十二條に掲げる行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項から第三項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。

（両罰規定）

第四十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が当該法人又は人の業務に関して前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても同條の罰金又は科料の刑を科する。

（免責規定）

第四十三條 この條例に違反した者が、青少年であるときは、この條例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

附 則（平成三十一年條例第十四号）

この條例は、平成三十一年六月一日から施行する。

4 計画の検討を行った協議会等

I 宮城県青少年問題協議会委員名簿

(任期：平成31年1月1日～令和2年12月31日)

令和2年12月31日時点(敬称省略)

番号	区分	氏名	所属・職	備考
1	学識経験者	梨本 雄太郎	宮城教育大学教職大学院 教授	会長
2	〃	舘田 あゆみ	東北大学大学院工学研究科 情報知能システム研究センター 特任教授	
3	〃	久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科 教授	
4	関係団体代表	佐々木 奈緒子	宮城県PTA連合会 副会長	
5	〃	伊藤 宣子	宮城県私立中学高等学校連合会 副会長	
6	〃	藤田 祐子	仙台弁護士会 弁護士	
7	〃	小林 純子	特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ 代表理事	
8	〃	秋田 敦子	社会福祉法人わたげ福祉会 理事長	
9	〃	阿部 有子	青少年育成推進指導員	
10	〃	伊勢 みゆき	宮城県青年会議 理事	
11	一般公募	小関 美江	認定特定非営利活動法人Switch 常務理事 (公募委員)	
12	関係行政機関	鈴木 秀人	宮城県環境生活部長	副会長
13	〃	伊藤 哲也	宮城県保健福祉部長	
14	〃	伊東 昭代	宮城県教育委員会教育長	
15	〃	千葉 泰忍	宮城県警察本部生活安全部長	
16	〃	佐々木 友康	仙台市子供未来局子供相談支援センター所長	
17	〃	小野寺 滋実	宮城県保健福祉部技術参事兼子ども総合センター	

(任期：令和3年1月1日～令和4年12月31日)

令和3年1月1日時点（敬称省略）

番号	区分	氏名	所属・職	備考
1	学識経験者	梨本 雄太郎	宮城教育大学教職大学院 教授	会長
2	〃	舘田 あゆみ	東北大学大学院工学研究科 情報知能システム研究センター 特任教授	
3	〃	羽田 さゆり	東北学院大学法学部 准教授	
4	関係団体代表	佐々木 奈緒子	宮城県PTA連合会 副会長	
5	〃	伊藤 宣子	宮城県私立中学高等学校連合会 副会長	
6	〃	藤田 祐子	仙台弁護士会 弁護士	
7	〃	藤石 伸子	特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ 事務局長	
8	〃	秋田 敦子	社会福祉法人わたげ福祉会 理事長	
9	〃	佐々木 伸明	青少年のための宮城県民会議 副会長	
10	〃	伊勢 みゆき	宮城県青年会議 理事	
11	一般公募	小関 美江	認定特定非営利活動法人Switch 常務理事 (公募委員)	
12	関係行政機関	鈴木 秀人	宮城県環境生活部長	副会長
13	〃	伊藤 哲也	宮城県保健福祉部長	
14	〃	伊東 昭代	宮城県教育委員会教育長	
15	〃	千葉 泰忍	宮城県警察本部生活安全部長	
16	〃	佐々木 友康	仙台市子供未来局子供相談支援センター所長	
17	〃	小野寺 滋実	宮城県保健福祉部技術参事兼子ども総合センター	

Ⅱ 宮城県青少年問題協議会基本計画調査部会名簿

番号	区分	氏名	所属・職	備考
1	委員	梨本 雄太郎	宮城教育大学教職大学院 教授	座長
2	〃	小林 純子	特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ 代表理事	
3	〃	伊勢 みゆき	宮城県青年会議 理事	
4	臨時委員	前田 正	大崎市立古川第一小学校長	
5	〃	門馬 優	特定非営利活動法人TEDIC 代表理事	

Ⅲ 宮城県青少年問題協議会の検討経過

令和2年2月5日	令和元年度第1回協議会	○ 審議会へ諮問 (R2.2.5付) ○ 調査部会の設置 ○ 調査部会委員指名
令和2年3月25日	調査部会 (第1回)	○ 基本計画 (骨子)
令和2年6月16日	調査部会 (第2回)	○ 基本計画 (素案) の検討 ○ 指標の検討
令和2年8月25日	令和2年度第1回協議会	○ 基本計画 (素案) の審議 ○ 指標の検討
令和2年10月28日	調査部会 (第3回)	○ 基本計画 (中間案) の検討 ○ 指標の検討
令和2年11月13日	令和2年度第2回協議会	○ 基本計画 (中間案) の審議 ○ 指標の審議
令和2年11月19日～ 令和2年12月18日	県民の意見提出手続 (パブリックコメント)	○ 基本計画 (中間案) に対する 意見募集
令和3年1月20日	令和2年度第3回協議会	○ 基本計画 (最終案) の審議 ○ 答申

協議会：宮城県青少年問題協議会

調査部会：宮城県青少年問題協議会基本計画調査部会

担当課：宮城県環境生活部共同参画社会推進課
この冊子は500部作成し、1部当たりの印刷単価は229円です。

